



電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年12月8日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査（保健分野での評価経験を重視）
対象国及び類似地域	東南アジア及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

フィリピンでは、ミレニアム開発目標以降、母子保健指標の大幅な改善が見られてきた。一方、地理的特徴、民族の文化、地方分権化等の理由から、都市部と地方部等の地域間格差、富裕層と貧困層の社会経済間格差が大きく課題が残る。特に、ムスリム・ミンダナオ・バンサモロ自治地域 (BARMM: Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao) においては、妊産婦死亡率が74(出生10万対)<sup>1</sup>、乳児死亡率が 20 (出生 1000 対)、5 歳未満児死亡率が 28 (出生 1000 対) と依然として高い値を示している。保健医療サービスの利用についても、妊産婦・乳幼児のうち約4割は医療サービスを利用できている一方、6割はまったく医療サービスを利用できておらず、産前ケア、分娩ケア、産後ケア、乳幼児ケアにお

<sup>1</sup> 2<sup>nd</sup> Bangsamoro Development Plan 2023–2028

いては、フィリピンの全国平均よりも格段に低い利用率となっている。また、国民健康保険制度への加入率は、41.4%であり、全国平均の69.7%<sup>2</sup>とは大きな隔りがある状況であり、母子保健医療サービス全体の改善が急務である。

バンサモロ開発計画（2023-2028）の開発目標のひとつでは、「包括的で、迅速で、質の高い社会サービス」が定められており、今後、保健サービスの改善が図られていく予定である。また、本事業の対象となるコタバト市はミンダナオ島西部の北マギンダナオ州に位置する都市であり、2019年の住民投票によりBARMMに編入されることが決定された。コタバト市は人口約32万人の都市で、人口は年々増加しており、BARMMにおける首都的な機能を果たすことが期待されている。BARMMの平和と繁栄のためには、コタバト市を中心に保健サービスの更なる提供を戦略的に進める必要がある。また、フィリピンでは2019年に制定されたユニバーサル・ヘルスケア法において、フィリピン全土で国民全員を公的健康保険の対象とするプライマリヘルスケアの強化、医療施設の質やアクセスの向上等が推進されている。その主要政策の一つとして、州および市ごとに「特別保健基金」を設置し、フィリピン健康保険公社からの診療報酬や保健省等からの補助金等をプールし、州内（市内）の病院や保健所等が保健医療サービスを提供するための財源とする準備が進められている。この「特別保健基金」制度はBARMMも対象となっており、2025年の全国での施行に向けた保健財政の運用能力の強化の必要がある。このような背景から、本プロジェクト実施にかかる協力の要請が我が国に提出された。

一方、JICAにおいては2022年に JICAグローバルアジェンダ（課題別事業戦略）「保健医療」が策定され、さらに2023年には JICAクラスター事業戦略「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化」が策定されており、本プロジェクトはこれら戦略にも整合して計画・実施されていくことが想定されている。

今回実施する情報収集・確認調査は、本プロジェクトに関し、クラスター戦略を踏まえた計画枠組みの検討、および実施体制等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、公開済みのクラスター戦略及び技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価及びクラスタ

---

<sup>2</sup> 2022 Philippine National Demographic and Health Survey (NDHS)

一戦略に記載のモニタリング枠組みに基づくモニタリング・評価のために必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2023年12月下旬～2024年1月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、クラスター戦略及びこれまでの我が国及び他援助機関の協力状況・成果・課題も確認する。
- ② フィリピン側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ クラスター戦略に記載されている開発シナリオにおける位置づけも踏まえ、プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2024年1月下旬～2024年2月上旬)

- ① JICAフィリピン事務所等との打合せに参加する。
- ② フィリピン側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前にJICAフィリピン事務所を通じてフィリピン側関係機関に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連し、クラスター戦略におけるより上位の目標を達成するために必要な技術協力以外のJICAスキーム(特にインフラ整備の可能性)の投入の可能性及び連携が想定される他援助機関の活動動向、具体的な連携の可能性
  - オ) プロジェクトの協力対象地域

- カ) プロジェクト実施に係る日本側負担事項および先方負担事項
- キ) その他事前評価に必要なとなる情報

- ④ 調査団およびフィリピン側と協議の上、PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文・英文）の作成を支援する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M: Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、クラスター戦略に記載の指標を中心に、必要に応じ開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>3</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAフィリピン事務所等に報告する。

### （3）整理期間（2024年2月中旬～2024年2月下旬）

- ① 帰国報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる情報収集・確認調査報告書（案）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （1）業務完了報告書

2024年2月16日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る基礎情報収集・確認調査報告書（案）（和文）

---

<sup>3</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### (1) 報酬単価

現地での調査工程が現時点では未確定のため、全ての現地業務人月に対し、紛争影響国・地域における報酬単価を適用し、積算してください。  
※準備業務/整理業務人月は通常単価を適用。詳しくは、上述 URL を参照ください。

### (2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」  
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>を参照願います。

### (3) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄マニラ⇄コタバトを標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2024年1月21日～2月10日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 技術参与（JICA）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

#### ③ 便宜供与内容

JICA フィリピン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：あり
- カ) 警備員配置：ミンダナオ島（コタバト市及びその近郊）での活動期間に限り、プロジェクトチームによる活動に必要な警護に係る警備員の配置あり。

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ保健第三チームから配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ア) 要請書
  - イ) JICA 執務参考資料「紛争影響国の事業評価の手引き」
  - ウ) 2nd Bangsamoro Development Plan 2023-2028
  - エ) Health Sector Strategy for 2023-2028
  
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
  - ア) Comprehensive review of JICA' s assistance in Mindanao (2021.2)  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044367.pdf>
  - イ) JICA クラスター事業戦略 「母子手帳の活用を含む質の高い母子継続ケアの強化」  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/\\_icsFiles/afieldfile/2023/09/25/mnch\\_cluster\\_description\\_jp.pdf](https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/_icsFiles/afieldfile/2023/09/25/mnch_cluster_description_jp.pdf)
  - ウ) Philippine Development Plan 2023-2028  
<https://pdp.neda.gov.ph/philippine-development-plan-2023-2028/>
  - エ) Philippine Plan of Action for Nutrition  
<https://nnc.gov.ph/downloads/category/142-ppan>
  
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
  - イ) 提供依頼メール
    - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」



・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑤ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

以上